

建替工事等に係る一般競争入札の総合評価落札方式の取扱い（抜粋）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）により、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要であり、民間企業の高度な技術提案がよりの確に活用された場合には、工事目的物の長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等が図られるとともに、一定コストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながるとされているところである。

については、当機構においても公共工事の品質確保の促進を図り、かつ民間企業が有する高い技術力を有効に活用するため、標記について、下記のとおり実施する。

記

1 調達方法

品質と価格が総合的に優れた調達を実現するため、一般競争入札の総合評価落札方式により調達するものとする。

2 対象となる調達

原則として施設（本館又は実習場等に限る）の建替工事及び当該建替工事に係る設計業務を対象とする。

3 調達相手方の選定に係る技術提案の評価等

機構に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構建替工事等請負業者選定委員会を設置し、同選定委員会において、評価基準の決定及び入札参加申込者から提出された技術提案書の評価を行う。